

中学生ソフトテニス顧問の会 規約

平成 18 年 4 月 1 日制定

1 本会は 中学生ソフトテニス顧問の会と称する

2 本会の事務所 新潟県燕市に置く

3 会の目的

中学生ソフトテニスに関わる、指導者、中学生、保護者の相互の交流と、振興をはかることを目的とします。

2 活動内容

(1) インターネットWEB ページの中学生ソフトテニス顧問のページを管理・運営を行う。

(2) 中学生向けソフトテニス大会や練習会を主催、後援する。

(3) 指導者向け、中学生向けの練習プログラムや、技術指導をメルマガ、VTR 等で配信する。

(4) 選手強化を目的とした、経済的援助活動や選手奨学金制度を設けて実施する。
(別に定める支援制度による)

(5) 中学生選手同士、指導者相互の交流の場とする。

3 会員

(1) 中学生ソフトテニスに関わる、部活顧問、コーチ指導者、保護者、選手を対象とする。入会方法は別に定める。

(2) 会の役員は、会員相互により選出する。主な役員として以下のものを置く
会長 理事 顧問 参与 代表 いずれも若干名とする

4 会の運営経費

(1) 収入

会員の年会費、及びインターネットによる情報発信、VTR 及び電子文書によるメールでの発行等によって得られる収益を充てる

有料部分を会の経費として、その収益金は、本会の運営に関わる経費及び、中学生向け奨学金制度や大会への助成金、選手の強化費などに活用していく。

(2) 会計報告

年に 1 回会計報告を会員向けに行う。

「中学生ソフトテニス顧問の会」(代表 大屋雄二)